イ　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公示日までに完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。

(ｱ)　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

(ｲ)　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

(ｱ)　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）

(ｲ)　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

ａ　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

(ｳ)　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相応又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局）または国土交通大臣認定（総合政策局又は土地・建設産業局）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を３(1)に記載の担当部局まで通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　上記イ、ウの(ｲ)の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号並びに平成23年３月28日付け国官技第361号、平成30年１月４日付け国官技第187号にて改正）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

(4)　工事企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1(5)に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。但し、工事に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は２(3)に掲げる設計企業の競争参加資格要件イを満たせば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の認定を受けている者であること。

イ　平成16年４月１日以降に元請として、下記の(ｱ)から(ｳ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）

(ｱ)　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

(ｲ)　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

(ｳ)　上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事の施工実績を有すること。

ウ　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事業務に配置できること。ただし、請負金額が　3,500万円以上の場合は専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(ｱ)　１級土木施工管理技士（監理技術者を配置できる場合）、２級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）（主任技術者を配置できる場合）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

（監理技術者を配置できる場合）

ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

ｂ　技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。）の資格を有する者。

ｃ　１級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

（主任技術者を配置できる場合）

ａ　１級土木施工管理技士の資格を有する者。

ｂ　１級又は２級建設機械施工技士の資格を有する者。

ｃ　技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。）の資格を有する者。

ｄ　１級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

(ｲ)　平成16年４月１日以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記イ(ｱ)から(ｳ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。